

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その１７：インド政府による新たな入国制限措置等（改訂）ほか）

【ポイント】

- インド政府によると、３月１３日現在のインド国内感染者の合計は８１例（死亡１例）となっています。
- ３月１３日、インド政府は、１２日に発表した入国制限措置等を改訂したアドバイザリーをFAQとともに発表しました。同FAQには、今般の発表によって効力が引き続き有効となった査証（就労、プロジェクト等）の所持者の帯同者の内、現在インド国外にいる人の入国は認められない旨明記されています。（なお、インドへの渡航について真に必要と認められる理由がある場合には、最寄りのインド大使館又は総領事館に相談することができるとされています。）
- インド関係当局によると、３月１０日付インド政府発表によって求められていた入国後１４日間の自主的な隔離（香港、日本、タイ、シンガポール、マレーシアへの渡航歴（空港乗り継ぎも含む）がある全ての乗客に対するもの）は、新たな通達の適用により求められなくなったとのことです。
- 日本航空は、新型コロナウイルスの影響に伴い、３月２９日から開設を予定していた成田・ベンガルール線について、開設延期を決定した旨発表しました。

【本文】

（前回（その１６）の領事メールからの更新部分は下記１～４です。）

１ インド政府によると、３月１３日現在のインド国内感染者の合計は８１例となっています。

その内訳は、デリー準州６例、ハリヤナ州１４例、ケララ州１９例、ラジャスタン州３例、テランガナ州１例、ウッタル・プラデシュ州１１例、ラダック連邦直轄領３例、タミル・ナド州１例、カシミール準州１例、パンジャブ州１例、カルナタカ州６例（うち死亡１例）、マハーラーシュトラ州１４名、アンドラ・プラデシュ州１名となっています。

２ ３月１３日、インド内務省入国管理局は、１２日に発表した入国制限措置等を改訂したものをFAQとともに発表しました。

（インド内務省入国管理局ウェブサイト関連部分）

１３日付発表：<https://boi.gov.in/content/advisory-travel-and-visa-restrictions-related-covid-19-0>

FAQ：<https://boi.gov.in/sites/default/files/u4/faq-covid-19.pdf>

同FAQには、今般の発表によって効力が引き続き有効となった査証（就労、プロジェクト等）の所持者の帯同者の内、現在インド国外にいる人の入国は認められない旨明記されています。（なお、インドへの渡航について真に必要と認められる理由がある場合には、最寄りのインド大使館又は総領事館に相談することができるかとされています。）

3 新型コロナウイルスに関連してインド政府は、引き続き全ての国際航空便の搭乗者に対して、入国前の発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施しています。スクリーニングの結果、発熱（37.22℃以上）や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留（検疫）施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性があります。

なお、インド保健・家庭福祉省によると、3月10日付の同省発表によって求められていた入国後14日間の自主的な隔離（香港、日本、タイ、シンガポール、マレーシアへの渡航歴（空港乗り継ぎも含む）がある全ての乗客に対するもの）は、新たな通達の適用により求められなくなったとのことでした。

4 日本航空は、新型コロナウイルスの影響に伴い、3月29日から開設を予定していた成田・ベンガルール線について、開設延期を決定した旨発表しました。（日本航空の減便・運休に関するお問い合わせ先）

電話：（日本語）1800-103-6455、+81-6-7633-4129（国際電話有料）営業時間 5:30～15:30〔年中無休〕

（英語）1800-102-4135 営業時間 5:30～18:00〔年中無休、ただし土・日・祝日は15:30までの営業〕

*日本語サービスは15:30で終了。英語は18:00(平日)までですのでお急ぎの場合は英語回線へ御連絡をお願いします。

詳細は日本航空ウェブサイトをご覧ください：

<https://www.in.jal.co.jp/inl/ja/>

5 現在インドの病院において受診した場合、詳細を確認せずに新型コロナウイルス感染の疑いありとして、指定施設での受診を勧められる場合がある模様です。また、指定施設では検査結果が出るまでそのまま停留を指示される場合がある模様ですので御留意願います。

6 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

- (1) アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。
- (2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。
- (3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp